

災害時は、このようなケガは緑タグになります！！

創傷（切り傷・裂け傷）：縫合は必要であるが、出血は大したことがない場合（圧迫などで止血が可能な場合）

火傷：水ぶくれでも、手の平～腕全体位までの範囲の場合
（小児・高齢者はその半分）

骨折：四肢のうちの1カ所であり、骨の露出がない場合

脱臼：骨や関節の露出がない場合

緑タグと言っても、平常時の軽症とは大きく異なります！！

災害時には、トリアージにより、負傷者を重症度や緊急度に応じて振り分け、治療に優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。

当面は治療を行わなくても、応急処置を行えば、生命には問題がないと判断できるようなケガは、全て緑タグと判定し、これらのケガは、自主防災組織で対応してもらうことになります。

応急救護の知識は、災害時に最も真価を発揮しますので、機会があれば、応急救護の講習などを受けておいて下さい。